自主的避難等対象区域(石川郡浅川町)に居住し、耕作地を賃借して米作を営んでいたが、耕作地の近隣の水田で栽培された米から放射性物質が検出されたことから、賃料として収穫した玄米を受領していた地主から除染の実施を求められ、平成24年5月に除染目的で反転耕を行った申立人について、反転耕の費用の一部が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目: 除染費用

期 間: 平成24年1月1日から同年5月末日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として金112,000円の支払義務があることを確認する。

第3 支払方法

(省略)

第4 除染費用

- 1 除染費用を裏付ける領収証原本の授受及びその返還
- (1) 申立人は、被申立人に対し、第1記載の除染費用に関する領収証の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。
- (2)被申立人は、第1記載の除染費用(ただし、同項記載の期間に限る。)に 関し、前項の領収証原本上に、被申立人が申立人に対し同領収証金額のう ち一部の支払をした旨及び支払金額を記載した後、申立人に対し、同原本 を返還する。
- 2 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1記載の損害項目(除染費用。ただし、同項記載の期間及び第2記載の金額に限る。)に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

3 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1記載の損害項目(除染費用)について被申立人 から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体 等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な 範囲内で提供することができる。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目(ただし、同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年1月25日

(仲介委員 栗田裕作)